

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

令和2年8月3日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和2年度南三陸町道の駅（伝承施設等）新築工事
- (2) 工事場所 本吉郡南三陸町志津川字五日町地内
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和3年9月30日まで
ただし、建築本体及び検査対象外構工事は令和3年8月27日までに、建築完了検査済証を得るよう工事を完了すること。
- (4) 工事概要 構造：鉄骨造2階建 延床面積：1,261.83㎡
用途：交通、伝承、観光の複合施設新築工事
同上に伴う、建築、電気、機械設備、外構工事一式
- (5) 支払条件 前金払、出来高払及び完成払とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が900点以上で、かつ、1級技術者が7名以上であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、かつ、同法第17条の規程による特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 官公庁発注の延べ床面積1,000㎡程度以上の建築工事の施工実績を有すること。
- (5) 次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たす者を監理技術者として当該工事の現場に専任で配置できること。
 - （ア）1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有している者。
 - （イ）本件入札公告の時までに6ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。

- (7) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (8) 南三陸町暴力団排除条例第2条に規定する者に該当しないものであること。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和2年8月3日（月）から同月18日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町役場第2庁舎建設課（土木建築係）

申請書類は南三陸町ホームページからダウンロード可能

(2) 設計図書の閲覧

ア 期間

令和2年8月3日（月）から同月21日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場第2庁舎建設課前閲覧台

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和2年8月17日（月）までに南三陸町建設課（土木建築係）へ提出すること。

エ 回答

令和2年8月21日（金）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は4時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月25日（火）午前10時

イ 場所

南三陸町役場本庁舎3階会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（カについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

- ウ 類似工事の施工実績調書
- エ 配置予定の技術者に関する調書
- オ 最新の総合評定通知書の写し
- カ 計画工程表の提出
- キ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（１通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

令和２年８月３日（月）から同月１８日（火）までの期間の午前９時から午後５時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後１時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場第２庁舎建設課（土木建築係）

- (3) 入札参加有資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、令和２年８月２１日（金）までに通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に１００分の１１０を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１１０分の１００に相当する金額とすること。
- (3) 地方自治法施行令第１６７条の８第４項の規定による再度の入札は、２回に限りこれを行うものとする。
- (4) 入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。ただし、地方自治法施行令第１６７条の８第４項の規定による再度の入札においては、工事費内訳書の提出を要しない。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則（平成１７年南三陸町規則第３２号）第９５条又は南三陸町建設工事執行規則第１７条に該当した入札は、無効とする。

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南三陸町条例第52号）の規定により、予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負となる契約については、南三陸町議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

10 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

・南三陸町建設課（土木建築係） 担当者 伊藤、阿部、及川

電 話 0226-46-1377（直通）

FAX 0226-46-4557